

令和 7 年度指名停止の運用状況一覧表

令和 7 年 9 月 1 0 日現在

番号	指名停止業者名	所 在 地	指名停止の期間			指 名 停 止 の 理 由	発 注 者 又は 発注機関	発生 場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
5	株式会社大原工務店	西尾市善明町中 根原 1 1 - 3 5	R7. 9. 10	R7. 10. 9	1 か月	架空の外注費計上などで計 5, 1 0 0 万円余りを脱税したとし て、株式会社大原工務店及び同社営 業部長が、法人税法違反などの罪 で、令和 7 年 8 月 2 2 日、名古屋地 方裁判所から有罪判決を言い渡さ れた。 このため、契約の相手方として不 適当であると判断し、株式会社大原 工務店に対し指名停止を行う。	—	—	要領第 4 条 第 1 項 (別表第 3 - 7)

番号	指名停止業者名	所 在 地	指名停止の期間			指 名 停 止 の 理 由	発 注 者 又は 発注機関	発生 場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
4	株式会社中央技術 コンサルタンツ 名古屋営業所	名古屋市中村区 名駅 3－28－12	R7.8.6	R8.10.5	14 か月	宮城県気仙沼市が令和5年度に発注した道路整備工事の設計業務の一般競争入札に際し、同市の職員が設計価格を株式会社中央技術コンサルタンツ東北支店長に漏らし、落札させたとして、同職員が官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の疑いで、同支店長が公契約関係競売等妨害の疑いで令和7年7月21日、宮城県警察に逮捕された。 このため、契約の相手方として不適当であると判断し、株式会社中央技術コンサルタンツ名古屋営業所に対し指名停止を行う。	－	－	要領第4条 第1項 (別表第3－3)

番号	指名停止業者名	所 在 地	指名停止の期間			指 名 停 止 の 理 由	発 注 者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
3	株式会社桐山組	岡崎市伊賀町 字愛宕山 3 8	R7. 8. 6	R7. 8. 19	2 週間	令和 7 年 2 月 10 日、西三河建設事務所発注の「急傾斜地伐採業務（東丸根区域）」において、元請業者の作業員が、他の作業員が伐採した枝を短く切る作業をしていたところ、回転しているチェーンソーの刃が左手親指に当たり、約 1 週間の安静を要する中傷を負った。 本件は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事事務局において元請業者の安全管理措置が不適切であったと判断されたことから、元請業者である株式会社桐山組に対して指名停止を行う。	西三河建設事務所	岡崎市 中町 1 丁目 地内	要領第 4 条 第 1 項 (別表第 1 - 7)

番号	指名停止業者名	所 在 地	指名停止の期間			指 名 停 止 の 理 由	発 注 者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
2	カネハチ建設株式会社	北設楽郡設楽町 田峯字長原 8－2	R7. 8. 6	R7. 8. 19	2 週間	令和6年11月15日、新城設楽建設事務所発注の「道路改良工事（防災・安全）（D8）（2号工）（余裕期間・週休2日・環境整備）（R5国補正）」において、地山補強土工の掘削が完了し、足場設置に支障となる地山の草刈りをするため、元請業者の作業員が手鎌にて草刈り作業を実施していたが、作業完了後に、何らかの要因で最大6m程度の高さから転落し、2か月以上の加療を要する重傷を負った。 本件は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事事務委員会において元請業者の安全管理措置が不適切であったと判断されたことから、元請業者であるカネハチ建設株式会社に対して指名停止を行う。	新城設楽建設事務所	北設楽郡設楽町豊邦地内	要領第4条 第1項 (別表第1－7)

番号	指名停止業者名	所 在 地	指名停止の期間			指 名 停 止 の 理 由	発 注 者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
1-1	東名開発株式会社	海部郡蟹江町大字蟹江新田字前波 2 2 7 - 3	R7. 4. 22	R7. 5. 5	2 週 間	令和 7 年 1 月 2 4 日、海部建設事務所発注の「緊急河川浚渫維持工事（その 4）（週休 2 日）」において、作業員が、伐採した雑木をパッカー車に積み込める大きさにするため、1 人でチェーンソーにて切断作業を行っていたところ、片手でチェーンソーを操作し、その手と交差する形で左手で伐木を持ったことから、チェーンソーに左腕の服が巻き込まれ、左腕を切る事故が発生した。これにより、全治約 2 週間（休業 0 日）の軽傷を負った。 本件は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事事務局調査委員会において元請業者、一次下請業者及び二次下請業者が著しく安全管理義務を怠ったと判断されたことから、元請業者である東名開発株式会社、一次下請業者であるフジ造園土木株式会社蟹江営業所及び二次下請業者である松香造園株式会社に対して指名停止を行う。	海部建設事務所	愛西市西川端町地内	要領第 4 条 第 1 項 (別表第 1 - 7)
1-2	フジ造園土木株式会社蟹江営業所	海部郡蟹江町大字蟹江新田字下市場 1 9 - 1	R7. 4. 22	R7. 5. 5	2 週 間				
1-3	松香造園株式会社	あま市七宝町川部二屋敷 2 3	R7. 4. 22	R7. 5. 5	2 週 間				